

令和 7 年度～令和 1 1 年度

第 2 期仙北市議会事務局 障がい者活躍推進計画

令和 7 年 3 月

はじめに

平成 30 年に、国の機関及び地方公共団体の機関（以下「公務部門」という。）の多くの機関において障害者雇用率制度の対象障がい者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなったことを受け、令和元年 6 月の「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）」の改正により、地方公共団体の任命権者は、障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に係る取組計画である「障害者活躍推進計画」を作成することとなった。

仙北市議会事務局では、令和 2 年 3 月に仙北市議会事務局障害者活躍推進計画（令和 2 年度～6 年度）を策定し、障がい者の活躍を推進する体制整備を進めてきたところである。

一方で、第 1 期計画期間中に行われた法の改正により、令和 5 年 4 月から、公務部門も含めた全ての事業主の責務に、適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されたところであり、障がい者の活躍の推進に関する取組をより一層拡大していくことが求められている。

また、我が国における生産年齢人口の減少を背景に、労働力人口確保に向けた障がい者を含むダイバーシティ（人材の多様性）への期待が高まってきている。仙北市においても人口減少・高齢化の進展が著しく、労働力不足は顕著であり、ダイバーシティへの取組は重要課題となっている。

これらを踏まえ、仙北市が引き続き障がい者雇用の受け皿としての役割を果たすとともに、ダイバーシティへの取組を民間の事業主に対して率先垂範する観点からも、働く障がい者がその障がい特性や個性に応じた能力を発揮できる職場を目指し、ここに第 2 期仙北市議会事務局障がい者活躍推進計画を策定し、誰もが働きやすい環境づくりを一層推進していく。

機関名	仙北市議会事務局
任命権者	仙北市議会議長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
仙北市における障がい者雇用に関する課題	仙北市議会事務局においては、職員総数が5人程度の小規模な機関であり、第1期計画期間中に障がい者の雇用はなかったため、組織内の障がい者雇用に対する理解が不十分である。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○人事部局と相談の上、決定する。
2. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※「障がい」「障害」の表記について

- ・固有名詞以外の特定の事項を示さないものについては、「障がい」とひらがな表記。
- ・法令、例規等の名称やその中で使用している用語等の固有名詞については、そのまま表記。